



港区シニア食堂で地域の
高齢者の交流の場を作りたい！

港区シニア食堂で
ボランティアしたい！

あなたも 港区シニア食堂を はじめてみませんか

「港区シニア食堂」ってどんなところ？

地域の高齢者(主に、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、日中ひとりになる高齢者等)が食事をし、会話のある楽しいひと時を過ごすことを通じて、以下の目的の実現を行う場です。

目的は？

地域の高齢者の孤立防止などに向けた…

交流機会の増加

孤独感の解消や
生きがい増進

安全安心な日常生活

心身の健康増進

多世代交流の促進

主な要件は？



月1回以上の定期的な実施



1回に65歳以上が10人以上参加



地域のひとり暮らし等の
高齢者に積極的に呼びかける

どんな人が運営できるの？

地域福祉活動に理解があり、事業の目的に沿った運営ができる等の要件を満たせば、どなたでも運営が可能です。

地域住民

地域住民同士等で
つくる任意団体

地域住民と関わりの深い
NPO・企業等

例えば…



やってみたいけど、1人では不安…

という方には、運営してくれる人を一緒に探します！

食堂の手伝いをしたり、参加者とお話したりするボランティアの参加も大歓迎です！

また、場所(会場)だけなら貸せる、使えそうな場所(会場)を知っている

地域のニーズがある、ので誰かにやって欲しいなど、ぜひお気軽にお問い合わせください！

お問い合わせは
裏面へ！





こんなお悩み を サポートします！

生活支援コーディネーター(港区社会福祉協議会)が支援します。



? どこで開催したらいいの？

開催したい地域に協力してくれる場所がないか一緒に探します。開催場所を提供したい人とのマッチングを行います。

👤 どうやって地域の皆さんにお知らせしたらいいの？

関係機関等への周知依頼に協力します。

📝 何から始めたらいいかわからない…

立ち上げから運営までサポートします。

👥 やってみたいけど、ひとりでは不安…

一緒に運営してくれる人を探します。

💰 お金がかかりそう…

食事等にかかる費用の一部に、「港区シニア食堂推進事業補助金」を活用できます。

補助金申請書類の記入をサポートします！

補助金について
(区HP)



「港区シニア食堂推進事業」は、「生活支援体制整備事業」の一環として実施しています。

生活支援体制整備事業とは… **地域の支え合いの体制づくりを推進していく事業** です。

(介護保険法 第115条の45第2項第5号に規定されている事業)

区が中心となって、元気な高齢者をはじめとする多世代の**地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体**等の、多様な主体による多様な「生活支援・介護予防サービス」の提供体制を構築し、**地域の支え合いの体制づくりを推進していく**ことを目的としています。

**高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、
地域住民を含めた多様な主体による高齢者の自立した生活や介護予防に資する
多様な活動・事業「生活支援・介護予防サービス」を実施することが重要**と考えられています。

(「社会福祉法」第106条の4第2項 > 「重層的支援体制整備事業実施要綱」別添4「地域づくり事業実施要領」別記2「地域づくり事業の運営について」
> 別記2の2「生活支援体制整備事業実施要領」から一部抜粋)



※ 令和7年度から「生活支援体制整備事業」は「重層的支援体制整備事業」の一環として実施しています。(区は令和7年度から「重層的支援体制整備事業」を実施)

問合せ
区委託先

詳しくは、区が「港区シニア食堂」の支援を委託している、生活支援コーディネーターへお問合せいただくか、港区ホームページをご覧ください。

生活支援コーディネーター (社会福祉法人 **港区社会福祉協議会**)

TEL: **03-6230-0281** FAX: 03-6230-0285

担当課 港区 保健福祉支援部 高齢者支援課 在宅支援係

詳細(区HP)

